

令和7年度

市民活動応援制度の登録団体が決定!

亀山市のまちづくりのためにがんばる市民活動団体(登録団体)を応援する「市民活動応援制度」について、令和7年度の登録団体を次のとおり決定しました。

地域まちづくり協議会の事業計画や、サロンや子ども会などのイベントにご活用ください。



■部門別団体数 (77団体)

健康	1団体	教育	4団体	防災	1団体
福祉	9団体	文化	48団体	子育て	4団体
環境	7団体	スポーツ	2団体	その他 (コミュニケーション)	1団体



市ホームページ
二次元コード

登録団体について詳しくは、市ホームページをご覧ください。

※「令和7年度 市民活動応援制度 制度・団体紹介冊子」は、3月中に本庁、あいあい、関支所、市民協働センター「みらい」、各地区コミュニティセンターに設置を予定しています。

NEW

令和7年度から、次の2団体が新たに登録団体になりました!

()内は主要活動部門

- にじいろサロン(福祉)・・・地域のママによる講座の企画・支援
- 亀山市灯おどり保存会(文化)・・・灯おどりの指導



問合せ まちづくり協働課市民協働グループ(☎84-5008)

猫の飼い方と飼い主の責任

最近、猫に関する苦情相談が多く寄せられており、主な内容は、糞尿や鳴き声などの生活環境に関するものがほとんどです。

猫の飼い主には、人と猫が快適・健康に暮らすことができ、地域社会に迷惑を及ぼさないようにする責任があります。あなたの猫が近所に迷惑を掛けないために、猫を飼うための重要なポイントを確認しましょう。

1 猫は室内で飼いましょう

猫を屋外で飼うことは、近隣への迷惑だけでなく、交通事故や病気への感染など猫自身の危険も多くなります。

屋内であっても上下に動ける空間とトイレや爪とぎができる場所があれば、ストレスのかからない快適な生活を送ることは可能です。

2 猫を飼い始めたら、迷子札などを付けましょう

迷子札などを付けることで、野良猫と区別することができます。また、飼い主の責任が明確になり、迷子や交通事故など、もしもの場合の連絡に役立ちます。

3 不妊去勢手術を受けさせましょう

猫は、1年に2~3回出産し、1回につき4~8頭の子猫を出産します。これから生まれてくるすべての子猫に新しい飼い主を見つけることは、非常に困難です。

生まれてくる子猫に責任を持つことができない場合は、不妊去勢手術を受けさせましょう。

野良猫にえさを与えている人へ

無責任にえさを与えていると、その場所に野良猫が集まり、糞をしたり、みだりに繁殖したりします。

飼い主のいないかわいそうな子猫をさらに増やし、結果的に地域の皆さんに迷惑を掛けることになってしまいます。えさを与える場合は、責任を持って飼いましょう。

問合せ 環境課環境創造グループ(☎96-8095)